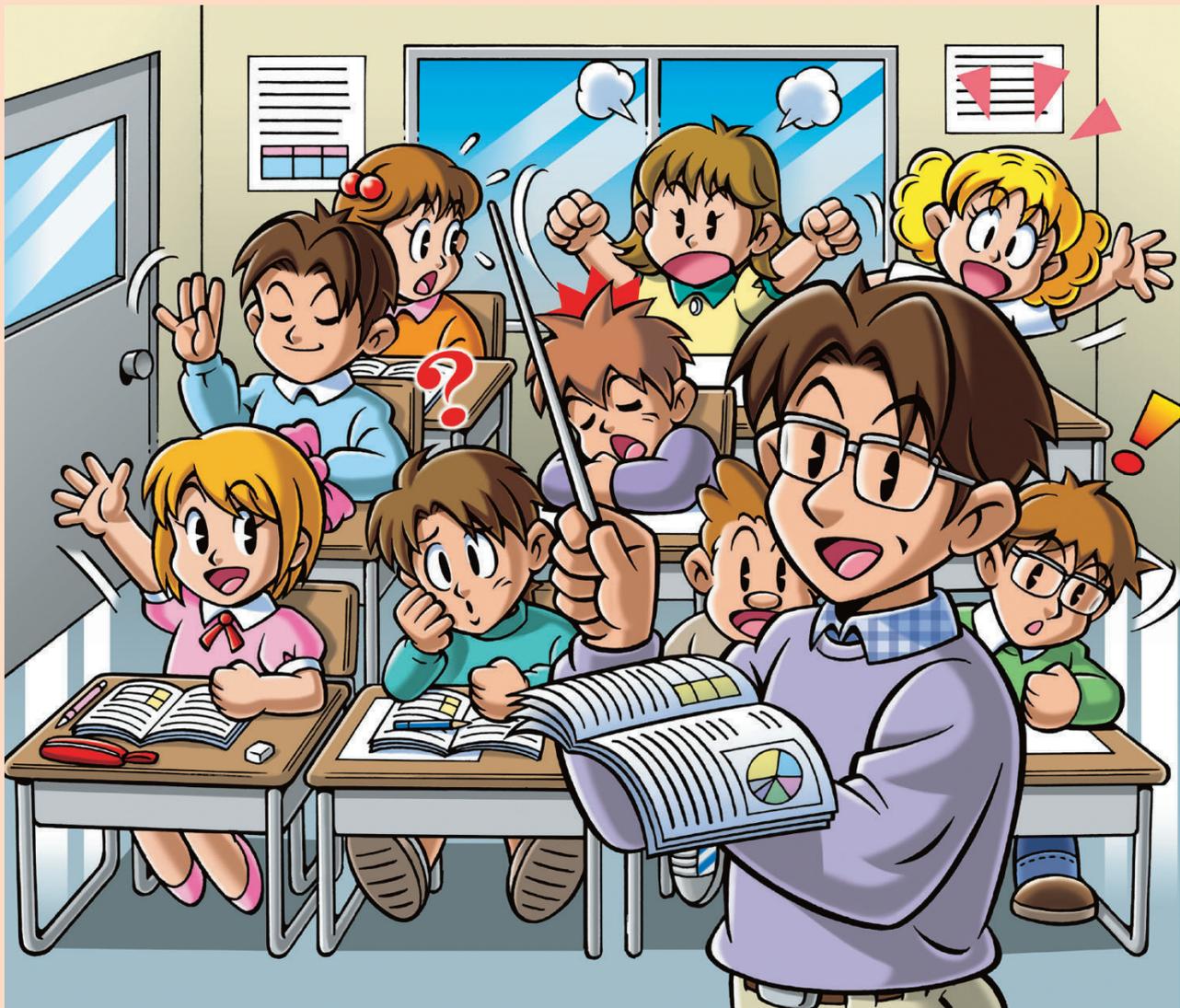


平成22年4月改定

学習塾・おけいごと教室を経営する皆さまに

# 塾総合保険の ご案内

賠償責任保険普通保険約款・賠償責任保険追加条項・  
塾特約条項・塾生徒特約条項・傷害担保特約条項



ちょっとしたスキの事故に備えて

# 塾総合保険

1. 塾の生徒が塾や塾との往復途上でケガをしたり、死亡したときの補償
2. 塾経営者が生徒のケガなどで、法律上の賠償責任を負わなければならないときの補償
3. 塾の生徒が塾で誤って他の生徒等にケガをさせ、その生徒（両親）が法律上の賠償責任を負わなければならないときの補償

## 1. 塾の生徒の傷害

次のような事故によって生徒が死傷した場合に保険金をお支払いします。

- ① 塾の管理下<sup>注①</sup>にある間に生じた急激かつ偶然な外来の事故
- ② 塾との往復途上<sup>注②</sup>にある間に生じた急激かつ偶然な外来の事故

注① 塾の管理下とは次の場合をいいます。

- 塾の授業中（休憩時間を含みます。）
- 授業開始前または終了後で塾の施設内にいる間
- 塾が主催または共催する模擬試験、合宿、保護者会等の行事に参加している間

注② 自宅または学校から塾の管理下に入るまでの間および塾の管理下を離れて帰宅するまでの間をいいます。ただし、通常の経路を著しく逸脱した場合を除きます。

## 2. 塾の賠償責任

次のような事故によって、生徒や第三者を死傷させたり、その財物に損害を与えて、経営者が法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- ① 所有、使用または管理する塾の施設または設備に起因する偶然な事故
- ② 塾の業務遂行（生徒の指導、監督など）に起因する偶然な事故

（例）火災が発生した際、教師の誘導ミスにより生徒がケガをした。



- 学習塾で火災が発生し、教師の誘導ミスでケガをした。

## 3. 塾の生徒の賠償責任

塾の管理下にあるとき、生徒が他の生徒や第三者を死傷させたり、その財物に損害を与えて、その生徒（またはその生徒の法定の監督義務者<sup>注</sup>）が法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

（ご注意）下記の塾はこの保険の対象とはなりません。

- ① 野球・水泳等スポーツを指導するもの
- ② 主として小学校就学前の乳幼児を対象とするもの
- ③ 主たる指導方法が通信教育によるもの
- ④ 学校教育法の学校、専修学校および各種学校 など

（注）親権者・未成年後見人をいい、塾および塾の講師等は含まれません。



- いたづらをしたら、他の生徒が階段からおちてケガをした。



## お支払いする保険金—傷害—

- ①**死亡保険金**…………… 急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(注)をされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。
- ②**後遺障害保険金**… 急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(注)をされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。
- ③**入院保険金**…………… 急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(注)をされ、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院(入院に準じた状態を含みます。)し、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
- ④**通院保険金**…………… 急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(注)をされ、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。

(注)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

\*これらの保険金は健康保険や加害者からの賠償金の有無などに関係なくお支払いします。

\*上記①、②の保険金は合計して保険期間を通じ、死亡・後遺障害の保険金額を限度とします。

\*上記④の保険金については、平常の業務または生活に支障がない程度に回復した時以降の通院はお支払いの対象となりません。また、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

## お支払いできない主な場合

- ◆故意または重大な過失による傷害、地震・噴火またはこれらによる津波・戦争その他の変乱による傷害、自殺行為・犯罪行為または闘争行為による傷害、頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの、疾病・脳疾患・心神喪失による傷害。 など

## お支払いする保険金—賠償—

・お支払いする保険金は以下のとおりです。

### (1) 法律上の損害賠償金

- ①身体賠償事故の場合  
治療費、休業損失、慰謝料 など
- ②財物賠償事故の場合  
修理費 など

### (2) 被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用(注)

### (3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など(事前に損保ジャパンの承認が必要です。)

(注)修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

\*賠償責任保険(被保険者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

\*賠償責任保険では、被保険者(保険の対象となる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。

## お支払いできない主な場合

- ◆塾(以下のような事故によって生じた賠償責任)  
故意による事故、施設の改築・修理等の工事に起因する事故、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)  
昇降機等の所有・使用・管理に起因する事故、生徒が塾の管理下にいない間に発生した事故、他人から賃借したり預かっているものを損傷した事故、生徒の能力・技術が向上しないことに起因する事故、地震・噴火・洪水・津波などの天災による事故、戦争・変乱・暴動などによって生じた事故、業務従事中の使用人の身体事故。 など
- ◆塾の生徒(以下のような事故によって生じた賠償責任)  
故意による事故、心神喪失による事故、生徒または生徒の指図による暴行・殴打によって生じた事故、地震・噴火・洪水・津波などの天災による事故、世帯を同じくする親族に対する事故。 など

# 保険金額と年払保険料

## 塾総合保険

タイプ		A	B	C	
生徒の 傷害事故	死亡・後遺障害保険金額	100万円	200万円	200万円	
	入院保険金日額	1,000円	1,500円	2,000円	
	通院保険金日額	500円	1,000円	1,000円	
賠償事故	経営者	身体賠償保険金額	1名につき 2,000万円 1事故につき 1億円	1名につき 3,000万円 1事故につき 1億円	1名につき 5,000万円 1事故につき 1億円
		財物賠償保険金額	1事故につき 100万円	1事故につき 200万円	1事故につき 500万円
	生徒	賠償保険金額	1事故につき2,000万円	1事故につき3,000万円	1事故につき5,000万円
保険料（生徒1名につき）		185円	310円	355円	

- 生徒の賠償保険金額には身体賠償・財物賠償の区別はありません。
- 賠償事故の場合は1事故につきそれぞれ1,000円を自己負担していただきます。
- 上記以外のタイプをご希望の場合には取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。
- 塾総合保険の保険期間は、1年間となります。上記保険料は、塾生徒1名あたりの年間保険料です。
- 保険料は、生徒数、保険金額、免責金額（自己負担額）によって異なりますので取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

生徒数による割引	生徒数	20名以上	50名以上	100名以上	200名以上	500名以上	1,000名以上
	割引率		5%	10%	15%	20%	25%

- 適用保険料（円単位を四捨五入）＝保険料（生徒1名につき）×生徒数×生徒数による割引率、となります。（10円単位に四捨五入）
- 10名（Aタイプ）の場合と50名（Cタイプ）の場合の計算例  
Aタイプ（10名）の保険料＝185円×10名＝1,850円  
Cタイプ（50名）の保険料＝355円×50名×0.90＝15,980円

## 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。  
<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称  
<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称  
<3>損害賠償の請求の内容
  - 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
  - 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
  - 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
  - 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
  - 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
  - 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
  - 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、次の場合は、30日以上の日数を要する場合があります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
  - ②専門機関による鑑定結果の照会
  - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
  - ④日本国外での調査
  - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。
  - 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
  - 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

### ●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記窓口へご連絡ください。

【窓口:事故サポートデスク】

**☎0120-727-110**

<受付時間>

平日:午後5時～翌日午前9時

土日祝日:24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

## ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険金額（お支払いする保険金の限度額）や免責金額（自己負担額）等を外貨建とされる場合、保険金の支払い時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額が、保険契約締結時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額を下回る場合がありますので、ご注意ください。
- 保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認ください。相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約申込書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- クーリングオフ（ご契約のお申し込みの撤回等）について  
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。クーリングオフとはご契約のお申し込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができます。お問い合わせください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。
- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。  
（※）保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。
- 保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。
- 分割払の場合には、保険料の額、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。
- 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日まで分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなったり、保険契約が解除される場合があります。
- 保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することにより、お支払いが完了しますので、お確かめください。
- この保険の最低保険料（注）は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。  
（注）最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出

ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 告知義務（ご契約締結時における注意事項）  
（1）保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。  
①被保険者が個人（注）のお客さまの場合  
（注）個人事業主のお客さま（法人以外の組合等のお客さまも含まれます。）は、個人に含みます。また、被保険者が複数存在する場合、例えば、法人と個人の両方が被保険者となる保険の場合は、「①被保険者が個人のお客さまの場合」に含まれません。

<告知事項>

保険契約申込書に★印がある項目

②被保険者が上記①以外のお客さまの場合

<告知事項>

保険契約申込書および付属書類の記載事項すべて

- （2）保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。  
（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約申込書の  
①記名被保険者欄  
（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）  
②業務内容欄  
③特約別記載事項の食中毒利益の業種欄に記載の事項  
④特約別記載事項の生産物の販売形態欄  
⑤損保ジャパンが保険契約申込書以外の書面で告知を求めた事項をいいます。

- 通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- （1）保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

①被保険者が個人（※）のお客さまの場合

<通知事項>

告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご通知ください  
（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（※）個人事業主のお客さま（法人以外の組合等のお客さまも含まれます。）は、個人に含みます。

②被保険者が上記①以外のお客さまの場合

次のような場合には、あらかじめ（※1）取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

<通知事項>

保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合  
（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（※）保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- （2）以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- （3）ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 売上高、賃金、入場者、領収金等(以下、「売上高等」といいます。)によって保険料を算出する概算保険料方式のご契約については、保険期間終了後に、確定した保険期間中の売上高等に基づき算出した保険料との差額を確定精算として精算します。確定精算時の精算保険料算出の基礎数字となる売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 概算保険料方式でご契約いただいた場合で、かつ、保険料が最低保険料となっているご契約について、確定保険料が最低保険料を下回った場合は、保険料返れいは行いません。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 個人情報の取扱いについて  
損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

#### ●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただきます場合がございます。

【窓口:(株)損害保険ジャパン】

 **0120-888-089**

<受付時間> 平日:午前9時~午後8時

土日祝日:午前9時~午後5時

(12月31日~1月3日は休業)

<インターネットホームページアドレス>

<http://www.sompo-japan.co.jp>

#### ●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:(社)日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808**

<受付時間>平日:午前9時15分~午後5時

<インターネットホームページアドレス><http://www.sonpo.or.jp/>

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方もこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

 **株式会社 損害保険ジャパン**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111  
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

お問い合わせ先